参考資料２

我が国におけるがん具煙火の規制概要について

１．がん具煙火の定義

がん具煙火とは、がん具として用いられる煙火及びがん具として用いられる煙火に類する煙火であって、火薬類取締法施行規則第１条の５に規定されるものである。

２．がん具煙火の種類

がん具として用いられる煙火は、その消費時の現象や目的、形状によって分類され、その中で条件が定まっている。例えば、「炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの」であって「朝顔その他の炎を出す柄付きのより物」の場合は「火薬１５グラム以下のもの」ががん具煙火に該当する。

３．がん具煙火に対する規制状況

がん具煙火に対しては、火薬類取締法上の規制のうち、製造及び大量の運搬・貯蔵を除いてほとんどの規制が適用除外とされている。

また、社団法人日本煙火協会では、「がん具煙火の安全基準及び検査等に関する規定」を策定し、がん具煙火の製品安全の確保の観点から自主検査を行い、合格したものにＳＦマークを付けている。

表　火薬類取締法の許認可の適用関係

許認可事項	一般の火薬類 例：ダイナマイト	煙　火	がん具煙火
製造許可	○	○	○
販売許可	○	○	×
火薬庫での貯蔵	○	○	× （２５kg以下）
譲渡・譲受許可	○	×	×
運搬届出	100kg以上は必要	600kg以上は必要	２ｔ以上は必要
輸入許可	○	○	○
消費許可	○	○	×
消費の技術基準	○	○	×
１８才未満の取扱禁止	○	○	×
廃棄許可	○	×	×

※注　○：必要、適用　　×：不要

＜参考＞がん具煙火の取扱いに係る諸外国の規制の例

規制項目	規制の例
購入・消費の時期	○消費が可能な時期は州によって異なるが、年末年始や独立記念日前後に限り購入・消費を可能としている州が多い。（アメリカ合衆国） ○一部の品目を除き、一年のほとんどの間、購入・消費はできない。（ドイツ）
取扱（購入、所持、消費）に係る年齢の制限	○満１８歳から可能。（カナダ） ○満１８歳から可能。消費に際しては、パーティー用クラッカーなど比較的小型で危険度の小さい一部の品目を除き許可が必要。（ドイツ） ○原則満１８歳から可能であるが、party popper（パーティー用花火）、throwdown（クラッカーボール）などについては１８歳未満でも可。（イギリス） ○原則満１８歳から可能であるが、handheld sparklers（手持ちスパークラー）、party popper（パーティー用花火）、ice fountain（噴水）といった比較的小型のがん具煙火については１８歳未満でも可。（スウェーデン） ○満１６歳から可能。消費に際して許可は不要。（ノルウェイ） ○年齢制限は州によって異なるが、１６歳から可能となっている州が多い。（アメリカ合衆国）

※上記の内容は、各国の火薬類保安担当者に対して実施したアンケートの結果に基づくものであり、法令や業界の自主規制等を網羅的に調査したものではない。